

鳥取県中部総合事務所吸収式冷温水発生機保守点検業務仕様書

1 委託業務の名称

鳥取県中部総合事務所吸収式冷温水発生機保守点検業務

2 委託業務の履行場所

鳥取県中部総合事務所（鳥取県倉吉市東巖城町2番地）

3 委託業務の履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 委託業務の概要

鳥取県中部総合事務所に設置している吸収式冷温水発生機について、鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成10年連合条例第29号。以下「条例」という。）第4条第2項で準用する条例第3条第2項第2号の規定に基づき、その保守点検、整備及び故障時等の緊急対応を行う。

5 総則

- (1) 吸収式冷温水発生機は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。）第3条第5号に規定するボイラーに該当するため、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条に規定する対象火気設備等である。委託業務の実施に当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）、令、省令、条例その他の消防関係法令等を遵守すること。
- (2) この委託業務は、条例第4条第2項で準用する条例第3条第2項第3号の規定に基づき、点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として平成22年鳥取中部ふるさと広域連合消防局告示第3号第1項第1号に規定する次のアからウまでのいずれかの者を従業者として有する業者に委託する。
 - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者
 - ウ 省令第3条第5号に規定するボイラーの点検及び整備に関し、ア又はイと同等以上の知識及び技能を有する者

6 保守点検の対象機器等

(1) 対象機器

SIGMAシリーズ川崎吸収式冷温水機
ΣTBA-400EN6 1基

(2) 対象機器の設置場所

エネルギー棟2階機械室

7 保守点検の実施時期

- (1) 冷房運転開始前（各年6月予定）
- (2) 冷房運転中（各年8月予定）
- (3) 暖房運転開始前（各年11月予定）
- (4) 暖房運転中（各年2月予定）

8 保守点検の内容

(1) 一般事項

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（平成25年版）によること。

(2) 保守点検項目

保守点検の実施時期により、下表のとおりとする。

【保守点検の実施時期】

ア 冷房運転開始前、イ 冷房運転中、ウ 暖房運転開始前、エ 暖房運転中

| 項 目 | 内 容 | 保守点検の実施時期 | | | |
|-----------------|--|-----------|---|---|---|
| | | ア | イ | ウ | エ |
| ①冷房・暖房の切替え | 切替え弁等の操作により、冷房・暖房の切替えを行う。 | ○ | | ○ | |
| ②機器関係の点検・調整 | 各機器（ポンプ類・弁類・計器類等）が正常に作動することを点検し、調整する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③燃焼系統の点検・調整 | 燃焼系統が正常に作動することを点検し、調整する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④インターロックテスト・調整 | 冷却水温度コントロール、起動時・停止時に各機器が正常に作動することをテストし、調整する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤安全装置の点検・調整 | 各安全装置（凍結サーモスイッチ・冷水差圧スイッチ・圧力スイッチ等）が、正常に作動することを点検し、調整する。 | ○ | | ○ | |
| ⑥容量コントロールの点検・調整 | 冷温水温度による燃焼系統制御圧の容量コントロールが、温度調節器の設定どおり正常に作動することを点検し、調整する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦真空引き・真空確認 | 蒸発器の真空状態を確認する。 | ○ | | ○ | |
| ⑧ケーシングの取付け状態確認 | ケーシングの取付け状態を確認する。 | ○ | | ○ | |
| ⑨各部総合点検 | 吸収液等が正常に循環し、安全に運転できることを総合的に点検する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑩煙管清掃 | 煙管にブラシを通して、すす等を除去する。 耐火材の点検と、パッキンの取替えを行う。 | ○ | | ○ | |
| ⑪すす洗浄廃液処理 | ⑩の煙管清掃により発生する「すす洗浄廃液」は、適正かつ安全に廃液処理を行う。 | ○ | | ○ | |

| 項目 | 内容 | 保守点検の実施時期 | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------|---|---|---|
| | | ア | イ | ウ | エ |
| ⑫冷却水伝熱管の簡易薬品洗浄 | 冷却水伝熱管を簡易薬品により洗浄する。 | ○ | | | |
| ⑬冷却水水質の測定・調整 | 冷却水のpH及び誘電率を測定し、適正な値に調整する。 | | ○ | | |
| ⑭吸収液分析及びインヒビター補充 | 吸収液を分析し、インヒビター薬剤を補充して、吸収液の濃度を適正に管理する。 | | | | ○ |

9 臨機の処置

受託者は、対象機器の故障又は災害若しくは事故が発生したときは、速やかに適切な処置を執り、直ちにその状況を鳥取県中部総合事務所長（以下「委託者」という。）に報告すること。

10 委託業務実施上の注意点

委託業務により発生した廃液等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に従った処理を行うこと。

11 保守点検完了報告等

- (1) 受託者は、1回の保守点検が完了したときは、完了した当日に、その旨を鳥取県中部総合事務所地域振興局の担当者に口頭で報告すること。
- (2) 受託者は、1回の保守点検が完了したときは、完了した日から10日以内に、点検結果報告書を委託者に提出すること。
- (3) 点検結果報告書には、①点検実施年月日、②点検実施者名、③保守点検の内容、④問題点、⑤改善策等を記載すること。
- (4) 受託者は、各年度の全ての委託業務が完了したときは、完了した日から10日以内に、様式1「委託業務完了通知書」を委託者に提出すること。

12 その他

(1) 専門技術者の資格

法令等の規定により、資格が必要な委託業務については、有資格者が実施すること。なお、委託業務を実施する前に、必要な資格を所持していることの証明書を提示すること。

(2) 養生及び片付け

保守点検及び故障等の緊急時の対処において、建物等に汚染又は損傷の可能性がある場合は、適切な養生（保護措置）を行うこと。また、委託業務終了後には、片付け及び清掃を行うこと。

(3) 保守点検対象機器の保全

保守点検の結果、故障その他の事故を発見したときは、委託者と協議して最善の措置を執ること。

(4) 電気、水道等の使用

電気、水道等は、委託業務に必要な限りにおいて、無償で使用できる。ただし、委託業務に使用する機器、機材、資材等は、受託者の負担において準備すること。

(5) 打合せ

保守点検の日時等については、事前に鳥取県中部総合事務所地域振興局の担当者と打合せを

行うこと。

(6) 委託業務の引継ぎ

委託業務の履行期間中又は契約満了時に保守点検業務実施者が変更された場合、新たな保守点検業務実施者に対し、点検、保守、修繕等の記録等を引き継ぎ、業務に支障のないように努めること。また、これに係る費用の一切は引継前受託者の負担とする。

1 3 提出書類

| 番号 | 書類の名称 | 様式 | 提出時期 | 備考 |
|----|-----------|-----|--------------------------|----|
| 1 | 点検結果報告書 | | 1回の保守点検が完了した日から10日以内 | |
| 2 | 委託業務完了通知書 | 様式1 | 各年度の全ての委託業務が完了した日から10日以内 | |